

児童扶養手当を ご存じですか？

児童扶養手当は、離婚・死亡・遺棄などにより父または母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。

その目的は、ひとり親世帯などの生活の自立と安定を促進することにあります。

●手当を受けることができる人

次の要件に該当している児童(児童が18歳になる年度末まで、または心身に障がいのある児童が20歳になるまで)を看護している父母、または父母に代わって児童を養育している人。

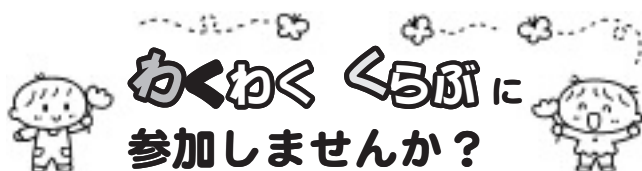
- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑥父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑦婚姻(事実婚も含む)によらないで懐胎した児童
- ⑧前記⑦に該当するかどうかあきらかでない児童

●児童扶養手当の額

全部支給	月額 41,550 円
一部支給	所得に応じて月額 41,540 円から 9,810 円までの 10 円刻みの額

※児童が2人の場合 5,000 円、3人以降は 3,000 円ずつ加算されます。

※児童福祉施設などに入所している場合や公的年金などを受けることができる場合は、手当は支給されません。



親子でふれあいながら活動する子育てサークルです。

- ◆ 対象…就園前の乳幼児とその保護者(益城町在住)
- ◆ 時間…午前 10 時～ 11 時 30 分
- ◆ 場所…町公民館(健康管理センターとなり)

・年会費(乳幼児 1 人当たり 1,000 円)が必要です(1 日体験可)。
★…お道具セット(のり・はさみ・クレヨン・セロテープ)をご持参ください。
※誕生会の申し込みは、
りすクラス⇒7 日まで、ぞうクラス⇒3 日まで

「つどいの広場とんとん」に 遊びにきませんか？

0 歳から就園前の児童と保護者を対象に無料で開放している交流の場です。自分の好きな時間に来て、自由に過ごすことが出来ます。また、町内外の子育て情報のお知らせや子育てに関する講座も行っています。

開所日時 月～金曜日(祝日を含む)
午前 10 時～午後 4 時
※ただし、ゴールデンウィークおよび年末年始はお休みです。

わいわいタイム

みんなで一緒に童謡や手遊びを楽しみます。

【日時】6 月 15 日(水)
午後 2 時 30 分～
午後 3 時

【内容】おじゃめ(お手玉)



赤ちゃん和妈妈のほっとタイム

親子で一緒にタッチケアを楽しみます。
初めて「とんとん」を利用される 1 歳未満の赤ちゃんとその保護者が対象です。

【日時】6 月 24 日(金)
午後 2 時 30 分～ 3 時 30 分

※子育て講座開催日など、詳しくは「とんとん」までお問い合わせください。

◆ 問い合わせ先 ◆

つどいの広場とんとん(益城町地域ふれあい交流館内)
☎ 289-1631



		主な活動内容
りすクラス 1 歳	6 月	7 日 ★造形あそび(あじさい) 14 日 6 月生まれのお誕生さん ★今月の折り紙(ネクタイ)
	7 月	5 日 ★造形あそび(たなばたさま)
ひよこクラス 0 歳	6 月	8 日 歯のはなし・歯の紙芝居 22 日 赤ちゃん体操・わらべ歌
	7 月	6 日 セタ製作・紙芝居
ぞうクラス 2 歳以上	6 月	3 日 ★作ってあそぶ(くるんのかたつむり) 17 日 6 月生まれの誕生会 お話しなかに
	7 月	1 日 シャボンだまとぼそ